家庭廃棄物有料化と戸別収集について

平成26年10月1日(水)から、
家庭廃棄物有料化・戸別収集を実施します。

東大和市 環境部 ごみ対策課

家庭廃棄物有料化 1

有料化の対象範囲

有料化の対象となる廃棄物

○可燃ごみ

○不燃ごみ

○容器包装プラスチック

※市の指定収集袋(有料)で排出してください

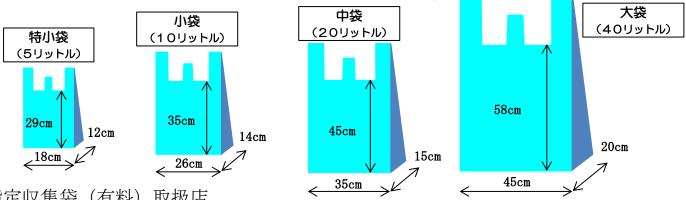
有料化の対象から除外する廃棄物

- ●かん・びん・ペットボトル・紙類・布類
- ●スプレー缶・乾電池・蛍光管・ライター・水銀体温計等
- ●拠点場所へ排出する小型家電
- ●紙おむつ ※1
- ●地域清掃で回収された廃棄物 ※1
- ●枝木、落ち葉等(地域緑化推進のため)※2
- ※1 透明または半透明の袋で、他のごみが混入していない状態で排出された場合に無料で収集 します。
- ※2 枝木は50cmを超えない範囲で、ひもで東ねた状態で排出された場合(1回あたり2から 3束まで)、落ち葉は透明または半透明の袋(1回あたり2から3袋まで)で、他のごみ が混入していない状態で排出された場合に無料で収集します。

指定収集袋(有料)の種類・価格

種	価格		
特小袋(5リットル)	1組(10枚入り)	100円(1枚あたり10円)	
小袋(10リットル)	1組(10枚入り)	200円(1枚あたり20円)	
中袋(20リットル)	1組(10枚入り)	400円(1枚あたり40円)	
大袋(40リットル)	1組(10枚入り)	800円(1枚あたり80円)	

※廃棄物の種類により、指定収集袋(有料)の区別はしません。



指定収集袋(有料)取扱店

今後、東大和市商工会を通じて、市内各地域の小売店やスーパーマーケット、コンビニエ ンスストア等で購入できるようにします。

2 収集日程等

分別区分ごとの収集回数等

分別区分	収集回数	排出方法		
可燃ごみ	週に2回		有料	
不燃ごみ	月に1回	1回あたり 指定袋2袋まで	戸別収集	
容器包装 プラスチック	週に1回			
かん・びん	月に2回	かごへ排出 ※1		
ペットボトル)](C 2 E	透明または半透明の袋に入れて排出		
スプレー缶	月に1回	透明または半透明の袋に	無料	
乾電池・蛍光管 ライター・体温計	万代日日	品目ごとに入れて排出	資源ステーション	
紙類	週に1回 (不燃ごみを	紙は <mark>品目ごと</mark> にひもで 東ね、雑紙は紙袋に 入れて排出		
布類	収集する週を 除く)	布は透明または半透明の 袋に入れて排出		

^{※1}かん・びんについては収集前日に資源ステーションにかごを設置します。

収集スケジュールのイメージ(○○地区・平成26年10月)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			紙類・布類	ペットボトル	可燃ごみ	
5	6	7	8	9	10	11
	容器包装 プラスチック	可燃ごみ	紙類・布類	かん・びん スプレー缶	可燃ごみ	
12	13	14	15	16	17	18
	容器包装 プラスチック	可燃ごみ	不燃ごみ ※1	ペットボトル	可燃ごみ	
19	20	21	22	23	24	25
	容器包装 プラスチック	可燃ごみ	紙類・布類	かん・びん 乾電池・蛍光管 ライター・体温計	可燃ごみ	
26	27	28	29	30	31	
	容器包装 プラスチック	可燃ごみ	紙類・布類	収集なし ※2	可燃ごみ	

- ※1 「不燃ごみ」の収集は3週目(カレンダーの3段目)です。
- ※2 「ペットボトル」は月2回、「かん・びん・スプレー缶」、「かん・びん・乾電池・蛍光管・ライター・水銀体温計」は月1回の 収集となります。スプレー缶は必ず使い切り、穴を開けてから透明または半透明の袋に入れて排出してください。乾電池・蛍光管・ ライター・水銀体温計等はそれぞれ分けて透明または半透明の袋に入れて排出してください。

収集区分について

可燃ごみ(戸建て住宅の場合は戸別収集)

调2回収集

指定収集袋(有料)で排出【1回あたり2袋まで】

おむつや枝木・落ち葉、地域清掃で回収された可燃ごみは透明または半透明の袋に入れて排出【1回あたり2~3袋(束)】 \leftarrow 他のごみが混入していない場合に限り無料

不燃ごみ(戸建て住宅の場合は戸別収集)

月1回収集(3週目の指定曜日←1,2,4,5週目は紙、布)

指定収集袋(有料)で排出【1回あたり2袋まで】

地域清掃で回収された不燃ごみは透明または半透明の袋に入れて排出【1回あたり2から3袋まで】←他のごみが混入していない場合に限り無料

容器包装プラスチック(戸建て住宅の場合は戸別収集)

週1回収集

指定収集袋(有料)で排出【1回あたり2袋まで】

紙類・布類(資源ステーションで収集)

週1回収集(3週目は不燃ごみ収集のためありません。)

紙類は品目ごとにひもで東ねて、雑紙は紙袋に入れて排出【1回あたり2から3東まで】 布類は透明または半透明の袋に入れて排出【1回あたり2から3袋まで】

ペットボトル(資源ステーションで収集)

月2回収集

透明または半透明の袋に入れて排出【1回あたり2から3袋まで】

ペットボトルのキャップ・ラベルは外して容器包装プラスチックとして出してください。

かん・びん・スプレー缶(資源ステーションで収集)

月1回収集

かん・びんは収集前日にステーションに設置されるかごに品目ごとに排出 スプレー缶は必ず使い切り、穴を開けてから透明または半透明の袋に入れて排出

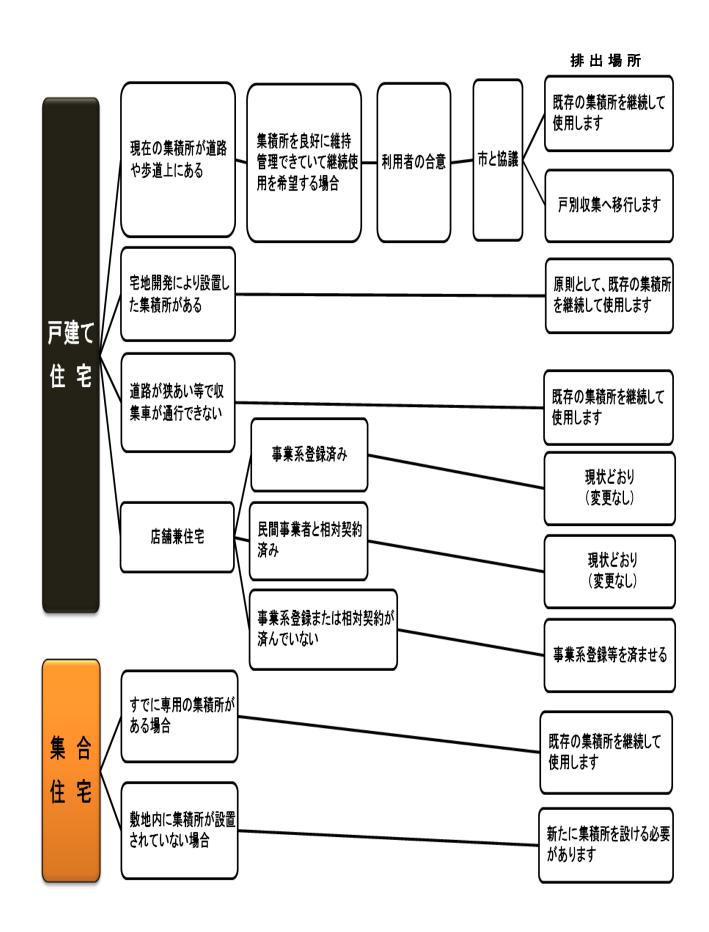
かん・びん・乾電池・蛍光管・ライター・体温計(資源ステーションで収集)

月1回収集

かん・びんは収集前日にステーションに設置されるかごに品目ごとに排出 乾電池・蛍光管・ライター・水銀体温計等はそれぞれ分けて透明または半透明の袋に 入れて排出

3 戸別収集の実施

収集方法について



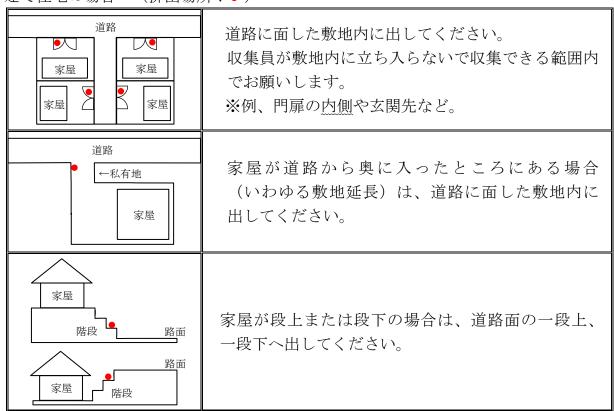
戸別収集の対象

対象となる廃棄物

- ○有料化の対象となり、指定収集袋(有料)で出すもの(可燃ごみ・不燃ごみと容器包装プラスチック)
- ○無料で収集する廃棄物の中で、紙おむつ・地域清掃で回収された廃棄物・枝木・落ち葉等 対象から除外する廃棄物(※資源ステーションを使用し収集します。)
- ●かん・びん・ペットボトル・紙類・布類・スプレー缶・乾電池・蛍光管・ライター・水銀 体温計等

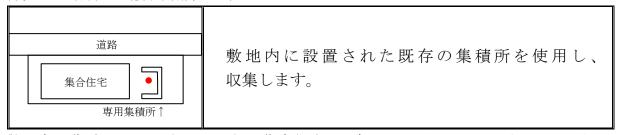
排出場所について

戸建て住宅の場合 (排出場所: •)



※現状の集積所を良好に維持管理できている場合、利用者の合意がなされれば、既存の 集積所を継続して使用することも可能です。

集合住宅の場合 (排出場所:・)



※敷地内に集積所が設置されていない集合住宅は、新たに設置していただく必要があります。

4 手数料の一部免除について

手数料の免除については、天災その他特別の理由があると認めるときに行うほか、子育て支援や高齢者福祉及び障害者福祉などの観点から、下表に該当する場合について、該当者からの申請等に基づき審査を行い、1世帯につき1年あたり上限100枚の指定収集袋(有料)を交付します。

①生活保護法の扶助を受ける者の属する世帯

市民税が非課税の世帯のうち、下記の②~⑨に該当する世帯

- ②児童扶養手当法の児童扶養手当支給を受ける者の属する世帯
- ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯
- ④中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の扶助を受ける者の属する世帯
- ⑤国民年金法の規定により老齢福祉年金の支給を受けている者
- ⑥75歳以上の者のみで、かつ、収入が年金のみの世帯
- ⑦身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳を所持する者(障害の程度が1級又は2級 と記載されたものに限る)が属する世帯
- ⑧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持するもの(障害の程度が1級又は2級と記載されたものに限る)が属する世帯
- ⑨東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳を所持するもの(障害の程度が1度 又は2度と記載されているものに限る)が属する世帯
- ⑩その他市長が特別の理由があると認めるとき

交付する指定収集袋(有料)の種類は、1人世帯は小袋(10リットル)、5人以上の世帯は大袋(40リットル)、それ以外の世帯は中袋(20リットル)とします。

複数の項目に該当する場合でも、1世帯の上限枚数は100枚とします。

年度の途中で上記項目に該当することとなった場合は、市長が決定する免除の期間に 応じた枚数の指定収集袋(有料)を交付します。

「市民税が非課税」とは、手数料の免除の申請時における世帯の課税状況によるものとします。

世帯の定義については、それぞれの制度に基づくものとします。

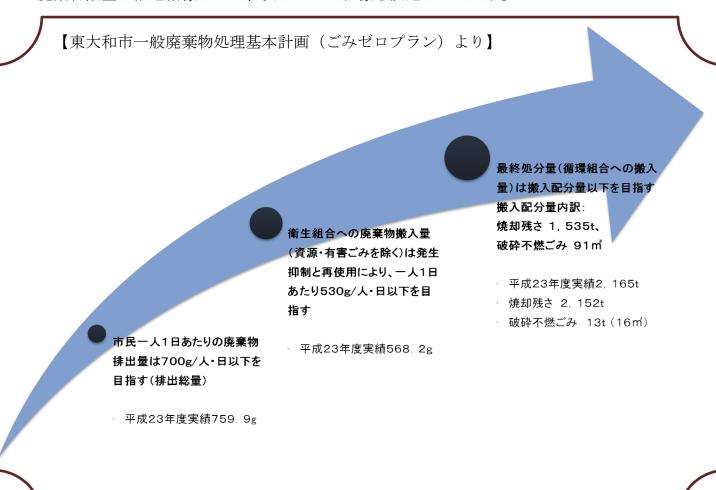
5 現状と今後について

東大和市の現状

収集した廃棄物のうち、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、清掃工場である小平・村山・大和衛生組合へ搬入し、焼却や破砕選別などの中間処理後、二ツ塚処分場(日の出町)で最終処分をしています。焼却灰はエコセメント化し、不燃物は埋め立てていますが、東大和市が搬入している焼却灰は、決められた搬入配分量を上回っている状況です。

今後の目標

廃棄物減量の推進指標として、次の3つの目標を設定しています。



これら3つの目標を達成するために、家庭廃棄物有料化の実施と、戸別収集を導入します。 戸別収集を導入することで排出者責任の明確化が図られ、有料化の実施と併せて、市民の 皆様の廃棄物に対する減量意識が一層高まります。

市では、これらの変更に適した形で分別日程を変更し、排出者にとっても利便性の高い 収集を目指します。

6 今後のスケジュール

平成26年1月~9月

- ・家庭廃棄物有料化の実施に向けた市民説明会の開催
- ・家庭廃棄物有料化の実施に伴う関係機関との事務調整

平成26年8月頃~

・戸別収集の試行(予定)

平成26年9月頃~

・指定袋販売開始(予定)

平成26年10月~

家庭廃棄物有料化の実施

現在確定している説明会の日程

期日	時間	場所		
1月21日 (火)	午前10時~11時30分	清原市民センター集会室1		
1月22日 (水)	午後2時~3時30分	向原市民センター集会室1		
1月23日(木)	午前10時~11時30分	蔵敷公民館101号室		
	午後2時~3時30分	狭山公民館101学習室		
1月25日(土)	午前10時~11時30分	市役所会議棟第6会議室		
1月28日 (火)	午前10時~11時30分	奈良橋市民センター集会室		
	午後2時~3時30分	桜が丘市民センター集会室		
1月30日(木)	午後7時~8時30分	南街公民館202号室		

上記の説明会以外でも、自治会単位、団体単位等で申込みいただければ、随時開催します。

(※場所については、お手数ですが申込み団体でご用意ください。)

間い合わせ 環境部 ごみ対策課

電 話:042-563-2111 (内線1241~1244)

FAX : 042-563-5931

家庭廃棄物有料化Q&A

- **Q1** 有料化すると、どれくらい廃棄物は減るのですか?
- A 有料化は、排出した廃棄物の量に応じて、負担する額が変わるため、廃棄物そのものを減らす取り組み(リデュース・リユース)や廃棄物と資源の分別徹底につながることで廃棄物減量が期待されます。多摩地域で有料化を実施している市の廃棄物量をみると、平均で約19%の減量となっています。

現在、全国の半数以上の自治体で有料化が実施されています。

- **Q2** 有料化後、月々の負担はどの程度になりますか?
- (A) 東大和市の平均的な世帯(平均2.36人)で月額およそ460円と試算しています。多摩地域で有料化を実施している市の多くは、月額およそ500円の負担となっています。
 - **Q3** 指定収集袋(有料)が破れてしまったときは、どうすればいいですか?
- A 先のとがったものなどが当って指定収集袋(有料)が破れてしまった場合は、 透明なテープなどで補修して使用することができます。
 - Q4 廃棄物が指定収集袋(有料)から、はみ出しても良いですか?
- A 袋の口が開いていると廃棄物の飛散等が考えられます。必ず指定収集袋(有料)の口は十字に縛って、はみ出さないように排出してください。
 - **Q5** 生ごみをレジ袋やポリ袋に入れてから、有料袋に入れてもいいですか?
- (A) 生ごみについては、透明または半透明の中身を確認できる袋に入れてから指定収集袋(有料)に入れていただいてもかまいません。ただし、容器包装プラスチックについては、二重袋を避けてください。
 - **Q6** 戸別収集になると、廃棄物を動物に荒らされませんか?
- (A) 生ごみを出す際には、水をしっかり切ることで動物に荒らされにくくなります。 また、各家庭で、ポリバケツなどの容器や、網を用意していただき、それを利用 することで被害を防止することもできます。

既に戸別収集を実施している自治体からは、廃棄物が適正に排出されることから、 カラス等の被害が減少しているという報告も受けています。

- **Q7** 台風や降雪のような荒天時も収集はありますか?
- (A) 強風や台風・豪雨・雪等、天候が悪く、収集作業や収集車輌の運行を安全に行えない場合には、収集を中止することがあります。

Q 8

何時までに排出すれば良いですか?



収集の時間は、日によって、また収集量によって異なります。収集日当日の朝8時までに排出してください。

収集日の前日や夜間・早朝に出すことは、猫やカラスが荒らしたり、放火の原因 につながりますのでおやめください。

Q 9

収集車が入れないような奥にある家まで、収集に来てくれますか?



収集車が入れない場所や、戸別収集が安全に行えない場所については、既存、または、新たに集積所を設置していただくことになります。

自宅がそのような環境にある方、戸別収集できるか不安な方は、お手数ですが ごみ対策課までご連絡ください。現地を確認いたします。

Q10

今までの集積所はどうなるのですか?



戸建て住宅については戸別収集を実施しますので、集積所は廃止します。

ただし、集積所を良好に維持管理できる場合で、利用者間の合意がなされれば、 既存の集積所を使用することも可能です。

また、かん・びん・ペットボトル・紙類・布類・スプレー缶・乾電池・蛍光灯・ ライター・水銀体温計については、現在の資源ステーションで収集しますので、引き続き維持管理にご協力をお願いします。

Q11

きちんと分別されていない場合や指定収集袋(有料)を使わずに排出され たものはどうなりますか?



適正に排出されていないものについては、収集しません。

適正に排出されていないものがあった場合、収集時にシールを貼付し、排出した 方に、排出方法について必要な指導又は助言を行います。

Q12

家の前や敷地内に不法投棄された場合は、どうすれば良いのでしょうか?



敷地内に不法投棄されたものについては、法律の定めるところにより所有者や 管理者の責任において処理していただくこととなりますが、市で協力できることも ありますので、ごみ対策課までご連絡ください。